

医師の時間外労働の上限規制及び36協定の作成について 医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方について

> 厚生労働省 岐阜労働局 恵那労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

2023年4月発行

#### 医療機関の管理者・事務部門のみなさまへ

医師の働き方改革

2 0 2 4 年 4 月 ま で の

[手 【続 【き 【ガ 【イ 【ド

このパンフレットは、医師の働き方改革を進めるための 新しいルールが2024年4月から始まるのに向けて、 医療機関がそれまでに行っておく必要のある手続きや、 制度の仕組みをわかりやすくまとめたものです。

ぜひ、医療機関内で制度に向けた準備を進める上での 参考としてご活用ください。



# 2024年度から始まるルールについて(概要)

時間外労働の上限規制

健康確保のためのルール

- ・2024年4月から、勤務医にも時間外労働の上限規制が適用されます。
- ・また、勤務医の健康を確保するためのルー ルが導入されます。

# 時間外労働の上限規制

2024年4月1日から、医業に従事する勤務医の時間外・休日 労働時間は、原則として年960時間が上限となります(A水 準)。

医療機関が、地域医療の確保などの必要からやむを得ず、所属する医師にこれを上回る時間外・休日労働を行わせる必要がある場合は、その理由に応じて、都道府県知事から指定を受ける必要があります。



指定の種類	長時間労働が必要な理由	年の上限時間
(A水準)	原則(指定取得は不要)	960時間
連携B水準	他院と兼業する医師の労働時間を 通算すると長時間労働となるため	通算で1,860時間 (各院では960時間)
B水準	地域医療の確保のため	1,860時間
C - 1 水準	臨床研修・専門研修医の研修のため	1,860時間
C - 2 水準	長時間修練が必要な技能の修得のため	1,860時間

<sup>1,860</sup>時間の上限が適用されるのは、指定理由に対応する業務に従事する医師のみです。

<sup>1</sup>つの医療機関が複数の水準の指定を受けることもできます。

2024年4月以降の医療機関の36協定について

医師の時間外・休日労働の上限規制の開始に伴い、医療機関が届け出る36協定届の様式が 新しくなりました。

#### 新しい36協定において協定する必要がある事項

医業に従事する勤務医に時間外・休日労働を行わせる場合には、以下の事項に ついて協定した上で、36協定を所轄労働基準監督署に届け出る必要があります。

# 新しい36協定において協定する必要がある事項 時間外・休日労働をさせることができる場合 時間外・休日労働をさせることができる労働者の範囲 対象期間(1年間に限る) 1年の起算日 有効期間 対象期間における ✓1日 ✓1か月\* ✓1年\* (こついて労働時間を延長して労働させることができる時間又は労働させることができる休日 ※原則となる時間外労働の限度時間(月45時間・年360時間)の範囲で協定します。

2024年4月以降の医療機関の36協定について

## 新しい36協定において協定する必要がある事項

#### チェックボックスヘチェックを入れる必要のある事項

(副業・兼業先での労働時間も合わせて) 時間外・休日労働は、

- ✓ 1か月:水準問わず100時間未満※
- ✓ 1年 : A水準 960時間以内/連携B水準、B水準、C水準 1,860時間以内 を満たすこと。
- ※1か月について時間外・休日労働が100時間以上となることが見込まれる医師について、面接指導を実施等する場合は、1か月の時間外・休日労働が100時間以上となっても差し支えない。

#### チェックボックスヘチェックを入れる必要のある事項

(副業・兼業先での労働時間も合わせて) 1か月の時間外・休日労働の合計が100時間以上と なる場合の措置\*\*

- ✓ 1か月の時間外・休日労働の合計が100時間に到達する前に面接指導を実施し、面接指導実施医師の意見を踏まえ、労働者の健康確保のために必要な措置を講ずること
- ✓ 1か月の時間外・休日労働の合計が155時間を超えた場合、労働時間短縮のための具体的措置を行うこと
- ※1か月の時間外・休日労働の合計が、100時間以上、155時間超となることが見込まれない場合には、36協定に 本措置に関する定めをする必要はありません。

2024年4月以降の医療機関の36協定について

さらに、**臨時的な特別の事情がある**ため、原則となる時間、原則となる時間の限度時間(月45時間・年360時間)を超えて時間外がある場合には、方でもある場合には、大田学師を行わせる必要であります。

#### 新しい36協定において協定する必要がある事項(特別条項)

自院で臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合における

- ✓ 1か月の時間外・休日労働の合計時間数※1
- ✓ 1年の時間外・休日労働の合計時間数※2



- ※1 水準問わず、1か月100時間未満の範囲で定めてください。 ただし、36協定に、「1か月の時間外・休日労働の合計が100時間に到達する前に面接指導を実施し、 面接指導実施医師の意見を踏まえ、労働者の健康確保のために必要な措置を講ずること」を定めた場合、この限りではありません。
- ※2 A、連携B水準 960時間以内/B、C水準 1,860時間以内の範囲で定めてください。

限度時間を超えて労働させることができる場合

限度時間を超えた労働に係る割増賃金率

限度時間を超えて労働させる場合における手続き

限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康および福祉を確保するための措置

#### チェックボックスヘチェックを入れる必要のある事項

連携B、B、C水準の医師について、以下の措置を行うこと

✓ 1年間の時間外・休日労働の合計時間数が960時間を超えることが見込まれる者に対する勤務間インターバルの確保等による休息時間の確保

2024年4月以降の医療機関の36協定について

### 36協定の締結に当たって留意していただきたい事項

時間外・休日労働は**必要最小限**にとどめてください。 使用者は、36協定の範囲内であっても、**労働者に対する安全配 慮義務**を負います。労働時間が長くなるほど過労死との関連性 が強まります。

時間外労働・休日労働を行う業務の区分を細分化し、業務の範囲を明確にしてください。

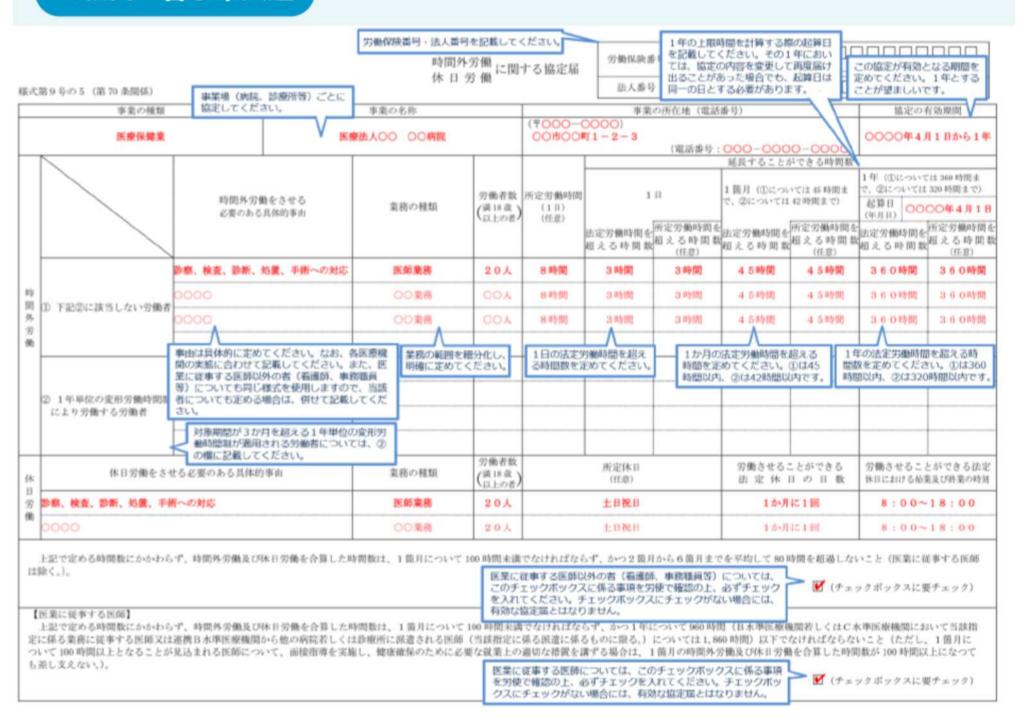
臨時的な特別の事情がなければ、限度時間を超えることはできません。また、限度時間を超えて労働させる必要がある場合はできる限り具体的に定めてください。この場合も、時間外労働は限度時間にできる限り近づけるようにしてください。

特に、連携B、B、C水準の医師については、**名簿を作成**するなどして、36協定の締結に当たり該当する医師を特定しておく必要があります。

A水準の36協定



#### 1枚目・各水準共通



## 2枚目·A水準記載例

様式第9号の5 (第70条関係)

時間外労働 休日労働 に関する協定届(特別条項) 1年の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。そ の1年においては、協定の内容を変更して再度届け出ることが あった場合でも、起算日は同一の日とする必要があります。

体以外ョ方のコ	(第70条関係)		1/1	日労働				000000000000000000000000000000000000000	C Ot America	2104-3	2 SUBSECTION 7.	5.78
	超えて労	外労働の限度時間(月 働きせる回数を定めて 事する医師以外の者(	ください。	(f	· 日 壬獻)	に限る。ただ 確保のために	及び休日労働を台 し、②-⑤につい 必要な就業上の通	高月 合算した時間数。10 て、面接指導を実装 値切な措置を講ずる	をし、健康	時間数)、②・④に については1,860 及び休日労働を	1年 20時間以内 (時間 こついては 960 時間 (空) (空) (空) (空) (空) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で	期以内、③·( ) (は時間外労)
	ついては	、年6回以内に限りま	す。			いる場合はこ	の限りではない。	)		(年月日)	0000年	4月1日
a時的に限度時 同度時	<b>町を超えて労働させることができる場</b>	合業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	延長すること	ができる時間数	服度時間を超え	18 7 8 6 日 6	ができる時間数		0.16.057.0070	ができる時間数	
事務 ます(	こ従事する医師以外の者(看護師、 献貝等)についても同じ様式を使用し ので、当該者についても定める場合は て記載してください。			法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	(①については、 6回以内、②-⑤に	生定労働時間を表	国所定労働時間を超 コえる時間数と休日 ・労働の時間数を合 算した時間数 (任意)	LX. 7 33 386 i 16	1 201 -> A 100 E1 20:	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	- 限度時間 ( えた労働) る割増賃(
	0000	〇〇素務	001	6時間	6時間	6回	7 0時間	7 0時間	25%	670時間	670時間	25%
① 下記②-⑤以外 の者)	0000	〇〇業務	AOO	6時間	6時間	6回	70時間	7 0 時間	25%	670時間	670時間	25%
20	患者数増加、入院患者の急変、教急! の搬送等に伴う診察、検査、診断、! 置、手術への対応の発生	医節業務	20人	6時間	6時間	8回	8 5 時間	8 5 時間	25%	800時間	800時間	25%
水準医療機関 動務する医師	高難度の診察、診断、処置、手術や を要する処置、手術への対応の発生	医師業務	8人	6時間	6時間	8 🗎	105時間	105時間	25%	870時間	870時間	25%
③ 3 水準医療機関 で対象業務に従 事する医師 ④ 連携B水準医療 機関で対象業務 に従事する医師	事由は一時的または突発的に時間かる必要のあるものに限り、できる認めなければなりません。「業務」できまった。「業務」であるき」「業務上やむを得ないとき」な長時間労働を招くおそれがあるものせん。 なお、あくまで例示を載せています機関の実態に合わせて記載してくた	ので、各医療	務の範囲を継、明確に定めださい。	で させる場	間(月45時間また 場合の、1か月の 調教を定めてくだ 選事する医師以外 ついては、月100 関数を元としいける を超準には機関で して、健康にはの作品のた 間でである。 では、100時間は ででは、100時間は ででは、100時間以上 は、100時間以上	時間外労働といっ の者(看護師、 時間未満に限り ても、2~6か させん。 動務する医師が 満に必要な就 認定に定めると	林日労働の合 ・事務職員 ります。なお、 か月平均で月 こついては、 が、面接指導・ 業上の適切な さは、1か	限度時間を超え をさせるの 定めてるが、法定 (25%)をある (25%)をある (25%)を超れて (なるよう、時間 間を超えるとを 「1年」の欄も	割増賃金率い。 の割増率とる割増率と でください 労働が月60 の法定の割ります。)。	を 320時 1年の 医業に (看護 ては、 ・ 労働の A水準 - につい (時間	間(年360時間)を超えてめて 間)を超えてめて 従事する医師以 師・事務職員等 年720時間以内 み)に限関で勤務 では、年960時 外労働および休ます。	働させる ください (外の者 () (時間外 で) (時間外 で) (時間外 で) () () () () () () () () () () () () ()
⑤ C水準医療機関 で対象業務に従 事する医師												

#### 3枚目·A水準

限度時間を超えた労働者に対し、裏面の記載心得1(9) (健康福祉確保措置) (1)~50の健康確保措置のいずれかの措置を講ずることを定め ①医師による面接指導 ②深夜業 (22時~5時)の回数制限 ③終業から始業までの休息時間の確保 (動業間インターバル) てください。該当する番号を記入し、下欄に具体的内容を な休暇の付与 ⑤健康診断 ⑥連続休暇の取得 ⑦心とからだの相談窓口の設置 ⑧配置転換 ⑨産業医等による助言・指導や保健指導 励その他 記載してください。 労働者代表者に対する事前申し入れ 限度時間を超えて労働させる場合に 限度時間を超えて労働させる場合における手続 医業に従事する医師以外の者(看護師、事務職員等)につ とる手続について定めてください。 いては、このチェックボックスに係る事項を労使で確認の (該当する番号) 上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスに (具体的内容) チェックがない場合には、有効な協定届とはなりません。 対象労働者への医師による面接指導の実施 限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び (D, 3), 10 対象労働者に11時間の勤務間インターバルを設定 福祉を確保するための措置 職場での時短対策会議の開催 上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1 節月について 100 時間未満でなければならず、かつ2 節月から6 節月までを平均して80 時間を超過しないこと (医薬に従事する医師は 除く。)。 **✓** (チェックボックスに要チェック) 医業に従事する医師については、このチェックボックス(②の場合は2つ目と5つ目のチェックボックスを除きます。)に係る事項を 労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがない場合には、有効な協定届とはなりません。 上記で定める時間数にかかわらす、時間外労働及び休日労働を含算した時間数は、1両月について100時間未満でなければならす、かつ1年について960時間(B水準医療機関若しくはC水準医療機関において当該指定 に係る業務に従事する医師又は連携B水準医療機関から他の病院若しくは診療所に派遣される医師(当該指定に係る派遣に係るものに限る。)については1,860時間)以下でなければならないこと(ただし、1 箇月につい て100時間以上となることが見込まれる医師について、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を選ずる場合は、1億月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上になつても差し 支えない。)。 ✓ (チェックボックスに要チェック) A水準医療機関で動務する医師の場合は、 (チェックボックスに要チェック) ③一⑤の場合、都道府県知事からB水準医療機関、連携B水準医療機関又はC水準医療機関としての指定を受けていること。 チェック不要です。 1か月の時間外・休日労働の合計時間数を月100時間以上で定めている場合は、 協定で定める1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上である場合には、以下の措置を誰ずること。 チェックを入れてください。また、月100時間未満を定めていても医師が他の医療機関で 副業・兼業を行うことが想定される場合は、チェックを入れるようにしてください。 1 第月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100 時間に到達する前に疲労の蓄積の状況等を確認し、面接指導を行 ✓ (チェックボックスに要チェック) も差し支えない。)。また、面接指導を行った医師の意見を踏まえ、労働者の健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずること。 A水準医療機関で勤務する医師の場合は、 ✓ (チェックボックスに要チェック) 1 第月の時間外労働及び休日労働を合賃した時間数が155時間を超えた場合、労働時間短縮のための具体的な措置を行うこと。 チェック不要です。 ③一⑤の場合、1年の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が960時間を超えることが見込まれる者に対して、勤務間インターバルの確保等により休息時間を確保すること。 (チェックボックスに要チェック) 様式第9号の5の届出をする場合には、3枚目に労働者代表の職名・氏名 協定の成立年月日 0000年 3月 128 および選出方法、使用者の職名・氏名の記入をしてください。 管理監督者は労働者代表にはなれません。 職名 〇〇科 協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の 氏名 山田花子 協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名または記名・押印などが必要です。 協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法( 投票による選挙 上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 (チェックボックスに要チェック) 上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手 (チェックボックスに要チェック) 続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

0000年 3月 15日

○ ○ 労働基準監督署長殿

使用者 職名 院長 氏名 田中太郎

協定書を兼ねる場合には、使用者の署名または記名・ 押印などが必要です。 労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合には、 36協定の締結をする者を選ぶことを明確にした上で、 投票・挙手等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、 選出方法を記載してください。使用者による指名や、 使用者の意向に基づく選出は認められません。チェッ クボックスにチェックがない場合には、形式上の要件 に適合している協定届とはなりません。

• 連携B水準の36協定



# 1枚目・各水準共通

						_						
				労働保険番号・法人置					時間を計算する制 ください。その:			
				11年1日	外労働 (労働に関	する協定届	労働保険番	ては、協定の	D内容を変更し7	て再度届け	この協定が有効と	
様式	第9号の5 (第70条関係)	station (state)	AAMERICAN OF LOT	休日	労働		法人番号		ちった場合でも、 「る必要があり」		定めてください。ことが望ましいで	The state of the s
	事業の種類	協定してくだ。	診療所等) ごとに さい。	事業の名称			事業の	0所在地(電話	番号)	14	協定の利	( St) 101 ( St)
$\vdash$						(TOOO-0	0000)	-27110-6 (-600)		11		
	医療保健業		医腺	法人〇〇 〇〇病院		00#00	$\sqrt{1-2-3}$	(1000) (100)	000-000	00-000	0000年4月	1日から1年
Г								X-180-00-02-0		ができる時間数	X	
									1 毎月 (①につ)	COLOR AND AND A	で、②については	
		時間外分會		業務の種類	労働者数	所定労働時間 (1日)	1	11	で、②については		松雄田 〇〇	00年4月1日
		必要のある	具体的事由	34.04.0.10.04	(以上の者)	146.003		a midrosalantima	法定労働時間を	San-dr-on-Many IIII	(40.31.11.)	
							法定労働時間を 超える時間数	BY No. 27 and that was	法定労働時間を 超える時期素	May So and their	を 法定労働時間を 数超える時間数	型との時間数
								(H:gr)	100000000000000000000000000000000000000	(H:B:)	The second second	(H:B)
		節察、検査、診断、	些量、手術への対応	医新業務	20人	8時間	3 時間	3時間	4.5時間	4.5時間	360時間	3 6 0 時間
形 103	の 下型の/**技術! みいの概念	0000		〇〇業務	OOA	8 14 (11)	3 10/103	3 時間	4.5時間	4 5 10 10	360時間	3 6 0時間
外	97			〇〇業務	OOA	8 #1/83	3 (0)(0)	3 時間	4.5時間	4 5 時間	360時間	3 6 0 10 10 10
労働	_	$\triangle$					$\bot \land \bot$		$\perp \wedge \perp$		$\perp$	
	#b		てください。なお、各 見載してください。ま	医療機 業務の範囲を た、医 明確に定めて								を超える時 い。①は360
		業に従事する医師以	外の者(看護師、事務	職員	CALCON	Patients CV			、②は42月5日日		棚以内、②は320	
	② 1年単位の変形労働時間8		様式を使用しますので 場合は、併せて記載し									
	により労働する労働者	311										
			月を超える1年単位の される労働者について									
⊢	,	の機に記載して		10. 0	労働者数							
休	休日労働をさせ	せる必要のある具体的	事由	業務の種類	(資18歳)		所定体目 (任意)			ことができる	労働させること 休日における始業	
B	<b>診察、検査、診断、処策、平利</b>	E - militar		医郵業務	20人		土田祝田		1 4 1	に1回	8:00~	10.00
労働		il control									8:00-	18:00
L	0000			〇〇業務	20人		土日祝日		1 か月	12.1 (0)	8:00~	18:00
	上記で定める時間数にかかわら	ず、時間外労働及び	太日労働を介質した時	関数は、1億月につい	て 100 時間未満	でたければた	ず、かつ2番月	からら筒月まで	*を平均して801	時間を超過した	かこと (医薬に別	事する医師
	R<.).				医業に	従事する医師に	と外の者 (看護師)	事務議員等)	については、			
							に係る事項を労 ・エックボックス				ックボックスに要	(チェック)
1	医薬に従事する医師】					協定属とはなり		277114	o medicine			
	上記で定める時間数にかかわら ・低ス素素に発表する医療では											
	c係る業務に従事する医師又は ハて 100 時間以上となることが											
6	差し支えない。)。						こついては、この			_ =		
							のずチェックを入 い場合には、有効			<b>M</b> (≠ x	ックボックスに要	(ナエック)

## 2枚目・連携B水準記載例

様式第9号の5 (第70条関係)

時間外労働 休日労働 に関する協定届(特別条項)

1年の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年においては、協定の内容を変更して再度届け出ることがあった場合でも、起算日は同一の日とする必要があります。

									$\neg$			
務に従事する 準の記載機に	協定事項を記載してください。 を超え 医業に	間外労働の限度時間 て労働させる回数を定 従事する医師以外の動 では、年6回以内に関 業務の種類	Eめてくださ 賃(看護師、	たは42時間)(八。	1 日 (任意)	に限る。ただ 確保のために	1 箇及び休日労働を合うし、②-③について 必要な就要上の適 の限りではない。) 延長することが 及び休日労	算した時間数。106 7、面検指導を実施 切な措置を講ずる	し、健康	時間数)、②・④に については1,860	1年 20時間以内 (時間 こついては 960 時間 時間以内 (②-⑤) 合算した時間数)	以内、③・⑤は時間外労働に限る。)
につ	に従事する医師以外の者(看護師、事務職員等 いても同じ様式を使用しますので、当該者にご 定める場合は、併せて記載してください。			法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数	て労働させることができる回数 (①については、 6回以内、②-⑤に	労働の時間数を合	所定労働時間を超 える時間数と休日 労働の時間数を合 算した時間数 (任意)	スた力制に対	超える時間数	超える時間数	限度時間を超 えた労働に係 る割増賃全率
	0000	〇〇楽務	001	6時間	6 時間	6回	7 0時間	7 0時間	25%	670時間	670時間	25%
① (下記2-⑤以外 の者)	0000	○○楽務	001	6時間	6時間	6回	7 0時間	7 0時間	25%	670時間	670時間	25%
② A水準医療機関 で勤務する医師					夏時間(月45時間ま 休日労働の合計の時 業に従事する医師以 扱ります。なお、ご	問数を定めてく 外の労働者(看	ださい。 護師、事務職員3	等) については、	月100時間末	湖		
③ B水準医療機関 で対象業務に従	業務の範囲を細分化し、明 連携B水準医療機関で対象 については労働時間短縮計 で定めることが望ましいで	業務に従事する医師 画記載の診療科単位		ま/ 間: をi	はいけません。 た、連携B水準医療性 未満に限りますが、i 講ずることを36協定 ことも可能です。	面接指導を実施	し、健康確保のな	こめに必要な就業	上の適切な措	2		
事する医師		V		_			$\overline{}$					
(d) Sale talls to the observed when	患者数増加、入院患者の急変、救急患者 の搬送等に伴う診察、検査、診断、処 置、手術への対応の発生	医師業務 (〇〇科、〇〇科)	15人	6時間	6時間	8回	8 5 時間	8 5 時間	25%	800時間	800時間	25%
機関で対象業務 に従事する医師	高離度の診察、診断、処置、手術や時間 を要する処置、手術への対応の発生	医師業務(〇〇科、〇〇科)	10人	6時間	6時間	8 🔟	105時間	105時間	25%	870時間	870時間	25%
⑤ C水準医療機関 で対象業務に従 事する医師	事由は一時的または突発的に時間外り具体的に定めなければなりません。ないとき」など恒常的な長時間労働あくまで例示を載せていますので、各連携B水準医療機関で対象業務に従機関側での医師業務(派遣されるま類時的に限度時間を超えて時間外労働	。「業務の都合上必 を招くおそれがある。 医療機関の実態に合 事する医師の場合、2 で派遣元で従事して(	要なとき」「 ものは認めら わせて記載い 所遺元である いる医師業務	業務上やむを得れません。なお ってください。 連携B水準医療 () との関係で、		賃金率 この場 率とな が月60 となり	間を超えて時間外を定めてください。 合、法定の割増等 るよう努めてくだ 時間を超える場合 ます。)。 」の欄も同様です	\。 ≩ (25%) を超え (さい (なお、時 合の法定の割増率	る別増 間外労働	て労働させる19 医薬に従事する 務職員等)につい 外労働のみ)に	機関で対象業務に 特間以内(時間外	てください。 (看護師、事 間以内(時間 従事する医師

#### 3枚目·A水準以外

限度時間を超えた労働者に対し、次のいずれかの健康福祉確 保措置を講することを定めてください。該当する番号を記入 し、右欄に具体的内容を記載してください。

(健康福祉確保措置)

|医師による面接指導 ②深夜罩(22時~5時)の回数制限 ③終睪から始睪までの休息時間の確保(勤務間インターバル) ④代償休日・特別な休暇の付与 健康診断 ⑥連続体弱の取得 の心とからだの相談窓口の設置 ⑤配置転換 ⑨産業医等による助言・指導や保健指導 ⑩その他

限度時間を超えて労働させる場合における手続

労働者代表者に対する事前申し入れ。

限度時間を超えて労働させる場合に とる手続について定めてください。

医業に従事する医師以外の者(看護師、事務職員等)につい ては、このチェックボックスに係る事項を労使で確認の上、 必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェッ クがない場合には、有効な協定届とはなりません。

限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び 福祉を確保するための措置

(該当する番号) (I), (3), (0) (具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施

対象労働者に11時間の勤務間インターバルを設定

職場での時短対策会議の開催

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合覧した時間数は、1 箇月について 100 時間未満でなければならず、かつ2 箇月から6 箇月までを平均して 80 時間を製造しないこと (医薬に従事する医師は 除く。)。 ✓ (チェックボックスに要チェック)

【医業に従事する医師】

医薬に従事する医師については、このチェックボックス(②の場合は2つ目と5つ目のチェックボックスを除さます。) に係る事項を 労使で確認のト、必ずチェックを入れてください、チェックボックスにチェックがない場合には、有効な協定届とはなりません。

上記で定める時間数にかか 960 時間(B水準医療機関若しくはC水準医療機関において当該指定 に係る業務に従事する医師又は連携B水準医療機関から他の病院若しくは診療所に派遣される医師(当該指定に係る派遣に係るものに限る。)については1.860時間)以下でなければならないこと(ただし、1箇月につい て100時間以上となることが見込まれる医師について、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずる場合は、1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上になつても差し **▼** (チェックボックスに要チェック) 支えない。)。

③一⑤の場合、粘道府県知事からB水準医療機関、連携B水準医療機関又はC水準医療機関としての指定を受けていること。

(チェックボックスに要チェック)

協定で定める1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上である場合には、以下の措置を議ずること。

1 か月の時間外・休日労働の合計時間数を月100時間以上で定めている場合は、チェック を入れてください。また、月100時間未満を定めていても医師が他の医療機関で副業・ 兼撃を行うことが想定される場合は、チェックを入れるようにしてください。

1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間に到達する前に疲労の蓄積の状況等を確認し、面接指導を行うこと(②で疲労の蓄積が認められない場合は、100時間以上となつた後での面接指導で (チェックボックスに要チェック) も差し支えない。)。また、面接指導を行つた医師の意見を踏まえ、労働者の健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずること。

1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が155時間を超えた場合、労働時間短縮のための具体的な措置を行うこと。

(チェックボックスに要チェック)

③一⑤の場合、1年の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が960時間を超えることが見込まれる者に対して、勤務間インターバルの確保等により休息時間を確保すること。 ☑ (チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日

0000年

12B

様式第9号の5の届出をする場合には、3枚目に労働者代表の概名・氏名 および選出方法、使用者の職名・氏名の記入をしてください。

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

氏名 山田花子

管理監督者は労働者代表にはなれません。

協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名または記名・押印などが必要です。

投票による選挙 協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

(チェックボックスに要チェック) 上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手 続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

0000年

3月 15H

00

労働基準監督署長殿

職名 院長 使用者 氏名 田中太郎

○○斜医

協定書を兼ねる場合には、使用者の署名または記名・ 押印などが必要です。

労働者の選半数で組織する労働組合が無い場合には、36協定 の締結をする者を選ぶことを明確にした上で、投票・挙手等の 方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してく ださい。使用者による指名や、使用者の意向に基づく選出は認 められません。チェックボックスにチェックがない場合には、 形式上の要件に適合している協定届とはなりません。

• B水準の36協定



# 1枚目・各水準共通

						_						
					04 (35-46)	ください。 する協定届	分衡保険書	を記載して ては、協定( 出ることが)	時間を計算する時 ください。その 1 の内容を変更して あった場合でも、	年におい 再度届け 起算日は	この協定が有効と 定めてください。	なる期間を 1年とする
様式	第9号の5 (第70条関係)	事業場(病院、	診療所等)ごとに				法人番号	同一の日と	する必要がありま	J	ことが望ましいで	T
	事業の種類	協定してくだ。		事業の名称			事業	の所在地(電話	番号)	7 [	協定の利	<b>195月明間</b>
	医療保健業		V Ki	独人〇〇 〇〇病院		(〒000-( 00市00)	0000) 町1-2-3	(電話番号:	000-000		0000年4月	1日から1年
		時間外労働 必要のある		業務の種類	労働者数 (漢18歳 以上の者)	(任意)	UA STORY MARKET AS	所定労働時間を	延長することが 1 第月(①については で、②については 法定労働時間を 超える時間数	・では 45 時間:42 時間ませか 42 時間まで) 所定労働時息	1年 (①について で、②については 起算日 (年月日)	320 時間まで) 〇 <b>年4月1日</b> 所定労機時間を
		診察、検査、診断、	処置、手術への対応	医解集物	20人	8時間	3 時間	3時間	4.5時間	4.5時間	3 6 0 時間	3 6 0時間
時間	① 下型のに対当したいの事者	0000		〇〇業務	004	8 15 (8)	3 11/10	3 時間	4.5時間	4 多時間	3 6 0 10 100	3 6 0時間
外	外 労			〇〇業務	OOL	8.85(0)	3 11/10)	3 m/mi 3 m/mi		4 5 時期	360時間	3 6 0時間
衡	② 1年単位の変形労働時間8 により労働する労働者	関の実態に合わせて 業に従事する医師以 等)についても同じ 者についても定める さい。 対象期間が3か	月を超える1年単位の される労働者について	にた、医 物質員 に、当該 してくだ の変形労			人 労働時間を超え 主めてください。	時間を定	が決定労働時間を おのてください。 は42時間以	①IJ45 内です。 I	1年の法定労働時間 関数を定めてくださ 時間以内、②は320	い。①は360 時間以内です。
休日	休日労働をされ	せる必要のある具体的	事由	業務の種類	(漢18章)		所定体目 (任意)			ことができる 日 の 日 数	労働させること 休日における始ま	
	診察、検査、診断、処置、手術	Fへの対応		医邮業務	20人		土日祝日		1か月	に1回	8:00~	18:00
120	0000			〇〇業務	20人		土田祝田		1 か月	10.100	8:00~	18:00
出定っ	上記で定める時間数にかかわら 除く。)。 医業に従事する医師】 上記で定める時間数にかかわら に係る業務に従事する医師又は いて100時間以上となることが 売し支えない。)。	デ、時間外労働及び 連携B水準医療機関:	休日労働を合算した    から他の病院若しくは	対関数は、1 第月につい は砂糠所に派遣される医	医業に このチ を入れ 有効な て 100 時間未満 節(当該指定に 必要な就業上の 医業に を労使	従事する医師以 エックボックフ てください。う 協定届とはなり でなければな 係る派遣に係る 適切な措置を記 従事する医師( で確認の上、	と外の者(看護師 とに係る事項を労 ドエックボックス りません。 らず、かつ1年に もものに限る。)	、事務联員等) 使で確認の上、 にチェックがな ついて 980 時 こついては 1,8	については、 必ずチェック い場合には、 関(B水準医療物 60時間)以下で 労働及び休日労働 フスに係る事項 チェックボッ	■ (チ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ェックポックスに要 C水準医療機関にお ないこと(ただし、	(チェック) いて当該指 1 億月に 上になつて

## 2枚目·B水準記載例

様式第9号の5 (第70条関係)

時間外労働 休日労働 に関する協定届(特別条項) 1年の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年においては、協定の内容を変更して再度届け出ることがあった場合でも、起算日は同一の日とする必要があります。

380 WAR ST 12 TO ST	Cha to secondary		PIS	1- 73 Mg				0,570 300	Ten Kar	HIGHT VOLUME	0493470 10 7 10	7.0	
従事する医師	事項を記載してください。 を超え 医業に	時間外労働の限度時間 こて労働させる回数を に従事する医師以外の では、年6回以内に	定めてくださ	501a (1	1日 任意)	に限る。たた 確保のために	1 簡 及び休日労働を合計 と、②・③について 必要な就業上の適じ の限りではない。)	以した時間数。10 、面接指導を実施	施し、健康	時間数)、②・⑥に については1,860	1年 20時間以内 (時間 こついては 960 時間 時間以内 (20-3) 合算した時間数)	1以内、②・② は時間外労損 に限る。)	
臨時的に限度時間	<b>制を超えて労働させることができる場合</b>	業務の種類	(満18歳)	延長すること 法定労働時間を	ができる時間数	限度時間を超え て労働させるこ	1 /	働の時間数	限度時間を超		ドできる時間数 新定労機時間を	限度時間を	
事務職員	事する医師以外の者(看護師、 等)についても同じ様式を使用 で、当該者についても定める場 せて記載してください。			超える時間数	111111111111111111111111111111111111111		える時間数と体員 労働の時間数を合	ラス65間(粉レ/k+))	112C/C/9/1001/C/16	( 超 ラ ス 時 間 秒)	超之る時間数 (任意)	えた労働に る割増賃金	
00	0000 V	〇〇業務	004	6 時間	6 時間	6回	7 0時間	7 〇 8年[8]	25%	670時間	670時間	25%	
① (下記②-⑤以外 の者)	0000	○○業務	001	6 04 [2]	6 #5[8]	6 [ii]	7 ( 時間	7 〇時間	25%	6.7 0 時間	6.7 0時間	25%	
② A水準医療機関 で勤務する医師	業務の範囲を細分化し、明確 B水準医療機関で対象業務に いては労働時間短縮計画記載 めることが望ましいです。	従事する医師につ		なお、 また、 ますた	こ従事する医師以外 この時間数を満た B水準医療機関で が、面接指導を実現 かるときは、1か月	していても、 対象業務に従 し、健康確保	2~6か月平均でが 事する医師につい のために必要な就	月80時間を超え ては、原則とし 業上の適切な措	てはいけませ て月100時間 置を講ずるこ	た。 未満に限り			
(3)	教急患者や重症患者に対する診察、検 査、診断、処置、手術への対応の発生	区師業務 (○○科、○○科)	20人	6時間	6 時間	10回	9 5 時間	9 5 時間	25%	1000時間	1000時間	25%	
水準医療機関	在宅患者に対する急変対応、在宅患者へ	医師業務(〇〇科、〇〇科)	15人	6時間	6 時間	10回	120時間	120時間	25%	1200時間	1200時間	25%	
事する医師	高度な処置、手術への対応、高度な疾病 治療や疾病・病棟管理の集中	医師業務 (〇〇科、〇〇科)	10人	6時間	6 時間	10回	120時間	120時間	25%	1200時間	1200時間	25%	
<b>①</b>													
基携 B 水準医療 発関で対象業務 こ従事する医師	事由は一時的または突発的に時間外労 る限り具体的に定めなければなりませ やむを得ないとき」など恒常的な長時 ません。なお、あくまで例示を載せて	「業務上 ―― は認められ		率を定めてく この場合、法 るよう努めて	定の割増率(25%)	6) を超える割場 時間外労働が月	書率とな 360時間	て労働させる1 医業に従事する	60時間または320 年の時間数を定め 医師以外の者(4 ては、年720時間	かてくださ 信度師、事			
⑤ 水準医療機関 対象業務に従								を超える場合の法定の影増率は50%となります。)。 「1年」の欄も同様です。					
事する医師													

#### 3枚目·A水準以外

限度時間を超えた労働者に対し、次のいずれかの健康福祉確 保措置を講することを定めてください。該当する番号を記入 し、右欄に具体的内容を記載してください。

(健康福祉確保措置)

|医師による面接指導 ②深夜罩(22時~5時)の回数制限 ③終睪から始睪までの休息時間の確保(勤務間インターバル) ④代償休日・特別な休暇の付与 健康診断 ⑥連続体弱の取得 の心とからだの相談窓口の設置 ⑤配置転換 ⑨産業医等による助言・指導や保健指導 ⑩その他

限度時間を超えて労働させる場合における手続

労働者代表者に対する事前申し入れ。

限度時間を超えて労働させる場合に とる手続について定めてください。

医業に従事する医師以外の者(看護師、事務職員等)につい ては、このチェックボックスに係る事項を労使で確認の上、 必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェッ クがない場合には、有効な協定届とはなりません。

限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び 福祉を確保するための措置

(該当する番号) (I), (3), (0) (具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施 対象労働者に11時間の勤務間インターバルを設定

職場での時短対策会議の開催

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合覧した時間数は、1 箇月について 100 時間未満でなければならず、かつ2 箇月から6 箇月までを平均して 80 時間を製造しないこと (医薬に従事する医師は 除く。)。

✓ (チェックボックスに要チェック)

【医業に従事する医師】

医薬に従事する医師については、このチェックボックス(②の場合は2つ目と5つ目のチェックボックスを除さます。) に係る事項を 労使で確認のト、必ずチェックを入れてください、チェックボックスにチェックがない場合には、有効な協定届とはなりません。

上記で定める時間数にかか 960 時間(B水準医療機関若しくはC水準医療機関において当該指定 に係る業務に従事する医師又は連携B水準医療機関から他の病院若しくは診療所に派遣される医師(当該指定に係る派遣に係るものに限る。)については1.860時間)以下でなければならないこと(ただし、1箇月につい て100時間以上となることが見込まれる医師について、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずる場合は、1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上になつても差し **▼** (チェックボックスに要チェック) 支えない。)。

③一⑤の場合、粘道府県知事からB水準医療機関、連携B水準医療機関又はC水準医療機関としての指定を受けていること。

(チェックボックスに要チェック)

協定で定める1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上である場合には、以下の措置を議ずること。

1 か月の時間外・休日労働の合計時間数を月100時間以上で定めている場合は、チェック を入れてください。また、月100時間未満を定めていても医師が他の医療機関で副業・ 兼撃を行うことが想定される場合は、チェックを入れるようにしてください。

1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間に到達する前に疲労の蓄積の状況等を確認し、面接指導を行うこと(②で疲労の蓄積が認められない場合は、100時間以上となつた後での面接指導で (チェックボックスに要チェック) も差し支えない。)。また、面接指導を行つた医師の意見を踏まえ、労働者の健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずること。

1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が155時間を超えた場合、労働時間短縮のための具体的な措置を行うこと。

(チェックボックスに要チェック)

③一⑤の場合、1年の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が960時間を超えることが見込まれる者に対して、勤務間インターバルの確保等により休息時間を確保すること。 ☑ (チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日

0000年

12B

様式第9号の5の届出をする場合には、3枚目に労働者代表の概名・氏名 および選出方法、使用者の職名・氏名の記入をしてください。

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

管理監督者は労働者代表にはなれません。

協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名または記名・押印などが必要です。

投票による選挙 協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

(チェックボックスに要チェック) 上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手 続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

0000年

3月 15H

00

労働基準監督署長殿

職名 院長 使用者 氏名 田中太郎

○○斜医

氏名 山田花子

協定書を兼ねる場合には、使用者の署名または記名・ 押印などが必要です。

労働者の選半数で組織する労働組合が無い場合には、36協定 の締結をする者を選ぶことを明確にした上で、投票・挙手等の 方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してく ださい。使用者による指名や、使用者の意向に基づく選出は認 められません。チェックボックスにチェックがない場合には、 形式上の要件に適合している協定届とはなりません。

• C-1水準・C-2水準の36協定



# 1枚目・各水準共通

			93	動保険番号・法人番号	を記載してく	ください。	,	1年の上際8	特間を計算する質	の記算日		
				時間外		する協定届	分類保険者	を記載してく	(ださい。その1 D内容を変更して	年におい	この協定が有効と	
様式	第9号の5 (第70条関係)	事業場 (地跡、計	HARDESE CONTRACT	休日夕	分侧	) 5 (M) AL /(M)	法人番号		うった場合でも、 「る必要がありま		定めてください。 ことが望ましいで	
	事業の種類	協定してください		F業の名称			事業の	所在地(電話	掛号)	1 4	協定の有	(26) (0) (0)
	医療保健業		医療法人	100 00病院		(〒000円( 00市00円	0000) 171-2-3	(電話番号:	000-000		0000年4月	1日から1年
		時間外労働を 必要のある具体		業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	(任意)	1 5 法定労働時間を 超える時間数	<b>所定労働時間を</b>	1 親月 (①については	42時期まで) 所定労働時間(	1年 (①について で、②については: 起算日 (年月日)	320 時間まで) 〇 <b>年4月1日</b> 労定労機時間を
		節察、検査、診断、処理	世、手術への対応	医耐集務	20人	8時間	3 時間	3時間	4.5時間	4.5時間	3 6 0 時間	3 6 0時間
10 [2]	① 下記のに対当しかいの係者	0000		〇〇業務	00%	8 時期	3 時間	3 時間	4.5時間	4 5 時間	3 6 0時間	3 6 0時間
外穷	0000			〇〇業務	OOA	8 # (11)	3 11/10]	3 時間	4.5時間	4 5 時間	360時間	3 6 0時間
飾	② 1年単位の変形労働時間 により労働する労働者	対象期間が3か月4	成してください。また、 の者(看護師、事務職員 点を使用しますので、当 合は、併せて記載してく と超える1年単位の変形 1る労働者については、	医・明確に定めてく			労働時間を超え Eめてください。	時間を定	法定労働時間を めてください。 。②は42時間以	①は45 内です。 問	年の法定労働時間 数を定めてくださ 即以内、②は3201	い。①は360 時間以内です。
休日	休日労働をされ	せる必要のある具体的事	ılı	業務の種類	(議18章)		所定体目 (任意)			ことができる	労働させること 休日における始来	
労働	診察、検査、診断、処置、平統	所への対応		医邮業務	20人		土日祝日		1か月	に1回	8:00~	18:00
190	0000			〇〇業務	20人		土田祝田		1 %-31	10.10	8:00~	18:00
定っ	上記で定める時間数にかかわら 除く。)。 医業に従事する医師】 上記で定める時間数にかかわら に係る業務に従事する医師又は いて100時間以上となることが 差し支えない。)。	・デ、時間外労働及び休! 連携B水準医療機関から	日労働を合算した時間割 っ他の病院若しくは診療	kは、1 第月について: 8所に採遣される医師	医業に このチ: を入れ 有効な! 100 時間未満 (当該指定に な就業上の	定事する医師い エックボックス てください。チ 協定届とはなり でなければなり 係る派遣に係る 適切な特徴を記	以外の者(看護師、 に係る事項を労ぜ エックボックス。 ません。 らず、かつ1年に 5ものに限る。)に	事務軽員等) 更で確認の上、 ごチェックがな ついて 960 時間 こついては 1,80 筋月の時間外分	については、 必ずチェック い場合には、 同(B水準医療術 の時間)以下で 労働及び休日労働	▼ (チェ ・ の で ) い ) ・ の で ) い ) ・ の で ) い ) ・ の で ) い ) い ) ・ の で ) い ) い ) い ) い ) い ) い ) い ) い ) い )	ックボックスに要 水準医療機関にお :いこと (ただし、	チェック) いて当該指 1 倍月に
					在男使	で雑誌の上、6	ンデチェックを入り い場合には、有効が	れてください。	チェックボッ	<b>■</b> (チェ	ックボックスに要	チェック)

#### 2枚目・C水準記載例

様式第9号の5 (第70条関係)

時間外労働 休日労働 に関する協定届(特別条項) 1年の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年においては、協定の内容を変更して再度届け出ることがあった場合でも、起算日は同一の日とする必要があります。

					and the second						11/2/2011/11/2011			
従事する医師	に、C水準の対象業務以外 師がいる場合には、該当3 定事項を記載してください	する水準の 月の時 い。 を超え	個外労働の限度時間 て労働させる回数を	定めてくださ	(f)	. 日 <u>任</u> 意)	に限る。ただ	し、②・⑤につい	月 算した時間数。100 て、両接指導を実施 切な措置を選ずる	し、徳康	時間数)、②・④に については1,860	1年 20時間以内 (時間 ついては960時間 時間以内 (②-⑤) 合算した時間数)	取内、@·《 は時間外分析	
	V	医業に	従事する医師以外の ては、年6回以内に	者(看護師、 限ります。 一労働者数	事務職員等)			の限りではない。)			起算日 (年月日)	0000年	4月1日	
<b>塩時的に限度時</b> 間	間を超えて労働させるこ	とができる場合	業務の種類	(満18歳)以上の者)	延長すること	ができる時間数	限度時間を超え	75 75 6k F1 92	ができる時間数 ・働の時間数		延長することは	くできる時間数		
等) について	「る医師以外の者(看護師 でも同じ様式を使用します Eめる場合は、併せて記載	ので、当該者			法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	て労働させることができる回報 (①については、 6回以内、②-のに	法定労働時間を考 える時間数と休日 労働の時間数を合	所定労働時間を超 える時間数と休日 労働の時間数を合 算した時間数 (任意)	スルンが物に知	1 新ラスは開製	超える時間数	限度時間を えた労働に る割増賃金	
	0000		〇〇業務	007	6時間	6 時間	6回	7 0 時間	7 〇時間	25%	670時間	6 7 0 時間	25%	
① (下記②-⑤以外 の者)	0000		〇〇業務	001	6時間	6時間	6回	7 0時間	7 〇時間	25%	670時間	6.7 0時間	25%	
② A 水準医療機関 で勤務する医師									合率を定め この場合、 なるよう気 時間を超え す。)。	)てください。 法定の割増 るめてください	事 (25%) を超え ハ (なお、時間外 定の割増率は50%	る割増率と 労働が月60		
③ 3 水準医療機関 で対象業務に従 事する医師	事由は一時的または突	<b>発的に時間外労働を</b>	行わせる必要のある	5ものに限り、	できる限り具体	の、1か月の0 ください。 医業に従事す ては、月1000	時間外労働と休 る医師以外の者 時間未満に限り	2時間) を超えて 日労働の合計の制 (看護師、事務期 ます。なお、この 日804時のおおっての		限度時間(年360時間または320時間) 超えて労働させる1年の時間数を定めて ださい。 医業に従事する医師以外の者(看護師、				
④ 単携B水準医療 製関で対象業務 こ従事する医師	的に定めなければなり ど恒常的な長時間労働 せていますので、各医 C水準医療機関で対象 研修医の専門プログラ るものを記載すること	ません。「業務の着 を招くおそれがある 療機関の実態に合わり 業務に従事する医師 し、各医師の技能研	合上必要なとき」 ものは認められませ さて記載してください の場合、初期研修を	「業務上やむを tん。なお、ま ハ。 Eの臨床研修フ	で得ないとき」な らくまで例示を載 プログラムや後期	」な を載 また、C水準医療機関で対象業務に従 を載 原則として月100時間未満に限りますが 健康確保のために必要な就業上の適切  36位字に定めるときは、1か月につい			師については、 指導を実施し、 2講ずることを		務職員等)( (時間外労働 C水準医療権 の場合は年1	るはいのでは、年72 かのみ)に限りま 間で対象業務に (860時間以内( か)に限ります。	0時間以内 す。 従事する医	
(3)	〇〇臨床研修プログラ 検査、診断、処置、手	ムにおける参察、 術への対応	医師業務	15人	6時間	6時間	9回	9 5 時間	95時間	25%	1100時間	1100時間	25%	
で対象業務に従	○○専門研修プログラ 検査、診断、処置、手	ムにおける診察、 術への対応	医師業務	10人	6時間	6時間	9回	120時間	120時間	25%	1200時間	1200時間	25%	
事する医師	各医師の技能研修計画 査、診断、手術への対	の下での診察、検 応	医師業務	2人	6時間	6時間	9回	120時間	120時間	25%	1200時間	1200時間	25%	

#### 3枚目·A水準以外

限度時間を超えた労働者に対し、次のいずれかの健康福祉確 保措置を講することを定めてください。該当する番号を記入 し、右欄に具体的内容を記載してください。

(健康福祉確保措置)

|医師による面接指導 ②深夜罩(22時~5時)の回数制限 ③終睪から始睪までの休息時間の確保(勤務間インターバル) ④代償休日・特別な休暇の付与 健康診断 ⑥連続体弱の取得 の心とからだの相談窓口の設置 ⑤配置転換 ⑨産業医等による助言・指導や保健指導 ⑩その他

限度時間を超えて労働させる場合における手続

労働者代表者に対する事前申し入れ。

限度時間を超えて労働させる場合に とる手続について定めてください。

医業に従事する医師以外の者(看護師、事務職員等)につい ては、このチェックボックスに係る事項を労使で確認の上、 必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェッ クがない場合には、有効な協定届とはなりません。

限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び 福祉を確保するための措置

(該当する番号) (I), (3), (0) (具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施

対象労働者に11時間の勤務間インターバルを設定

職場での時短対策会議の開催

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合覧した時間数は、1 箇月について 100 時間未満でなければならず、かつ2 箇月から6 箇月までを平均して 80 時間を製造しないこと (医薬に従事する医師は 除く。)。

✓ (チェックボックスに要チェック)

【医業に従事する医師】

医薬に従事する医師については、このチェックボックス(②の場合は2つ目と5つ目のチェックボックスを除さます。) に係る事項を 労使で確認のト、必ずチェックを入れてください、チェックボックスにチェックがない場合には、有効な協定届とはなりません。

上記で定める時間数にかか 960 時間(B水準医療機関若しくはC水準医療機関において当該指定 に係る業務に従事する医師又は連携B水準医療機関から他の病院若しくは診療所に派遣される医師(当該指定に係る派遣に係るものに限る。)については1.860時間)以下でなければならないこと(ただし、1箇月につい て100時間以上となることが見込まれる医師について、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずる場合は、1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上になつても差し **▼** (チェックボックスに要チェック) 支えない。)。

③一⑤の場合、粘道府県知事からB水準医療機関、連携B水準医療機関又はC水準医療機関としての指定を受けていること。

(チェックボックスに要チェック)

協定で定める1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上である場合には、以下の措置を議ずること。

1 か月の時間外・休日労働の合計時間数を月100時間以上で定めている場合は、チェック を入れてください。また、月100時間未満を定めていても医師が他の医療機関で副業・ 兼撃を行うことが想定される場合は、チェックを入れるようにしてください。

1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間に到達する前に疲労の蓄積の状況等を確認し、面接指導を行うこと(②で疲労の蓄積が認められない場合は、100時間以上となつた後での面接指導で (チェックボックスに要チェック) も差し支えない。)。また、面接指導を行つた医師の意見を踏まえ、労働者の健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずること。

1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が155時間を超えた場合、労働時間短縮のための具体的な措置を行うこと。

(チェックボックスに要チェック)

③一⑤の場合、1年の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が960時間を超えることが見込まれる者に対して、勤務間インターバルの確保等により休息時間を確保すること。 ☑ (チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日

0000年

12B

様式第9号の5の届出をする場合には、3枚目に労働者代表の概名・氏名 および選出方法、使用者の職名・氏名の記入をしてください。

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

管理監督者は労働者代表にはなれません。

協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名または記名・押印などが必要です。

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(

投票による選挙

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

(チェックボックスに要チェック) 上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手 続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

0000年

3月 15H

00

労働基準監督署長殿

職名 院長 使用者 氏名 田中太郎

○○斜医

氏名 山田花子

協定書を兼ねる場合には、使用者の署名または記名・ 押印などが必要です。

労働者の選半数で組織する労働組合が無い場合には、36協定 の締結をする者を選ぶことを明確にした上で、投票・挙手等の 方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してく ださい。使用者による指名や、使用者の意向に基づく選出は認 められません。チェックボックスにチェックがない場合には、 形式上の要件に適合している協定届とはなりません。



2024年4月、医師の時間外・休日労働の上限規制スタート!

けん さん

医師の研鑽の

適切な理解のために



医師の研鑚に関する**関連通達の解説資料**です。ご理解を深めていただくにあたってお役立てください。 (これまでの関連通達の内容を変更するものではありません。)

#### 労働基準局

監督課

労働条件政策課 労働時間特別対策室 **医政局** 

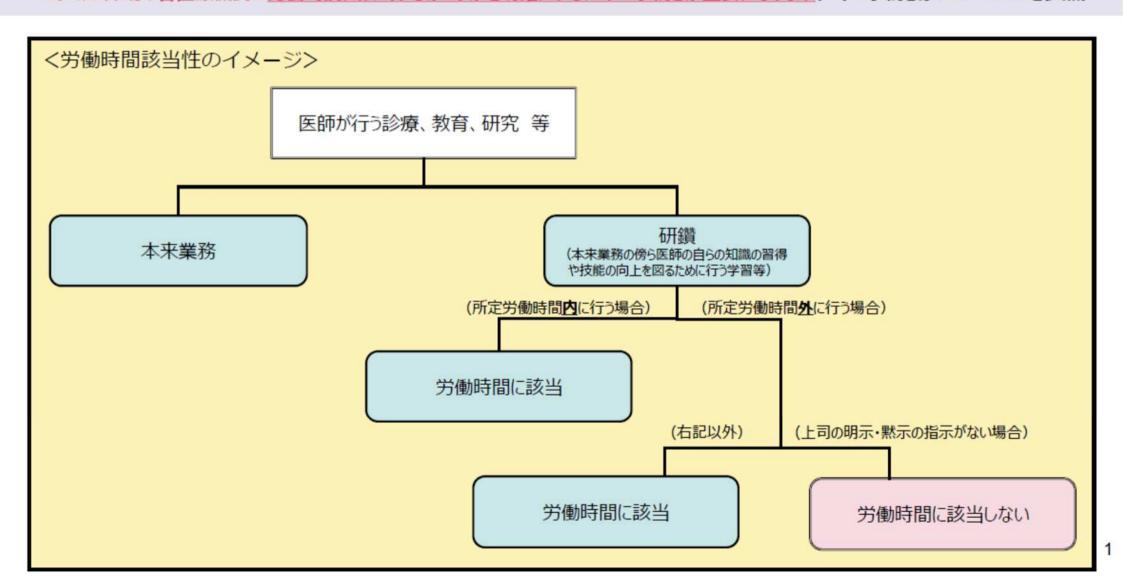
医事課 医師等医療従事者働き方改革推進室

#### ※関連通達

- ・「医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方について」(令和元年7月1日基発0701第9号)
- ・「医師等の宿日直許可基準及び医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方についての運用に当たっての留意事項について」(令和元年7月1日基監発0701第1号)

### ▶ 概要 ◀ 医師の研鑽と労働時間

- 医師の研鑽とは、診療等の<u>本来業務の傍ら、医師の自らの知識の獲得や技能の向上を図るために行う学習、研究等のこと</u>をいいます。
- 労働時間に該当するかどうかは、「使用者の指揮命令下に置かれているかどうか」で判断され、所定労働時間内に行う研鑽は労働時間に該当しますが、所定労働時間外に行う研鑽については、労働時間に該当する場合としない場合があります。
- 労働時間に該当する本来業務や研鑽なのか、労働時間に該当しない研鑽なのかを明確にし、個々の医師について適切な労働時間管理をしていくためには、各医療機関で労働時間に該当するかどうかを明確にするための手続きが重要になります。 (→手続きはP8~P9を参照)



## Example 01

### 診療における新たな知識、技能の獲得のための学習

以下例を確認しつつ、各医療機関で研鑽の取扱いに関するルールを定め、適切な運用を図っていただく必要があります!



診療ガイドラインについての勉強、新しい治療法や新薬についての勉強、 自らが術者等である手術や処置等についての予習や振り返り、シミュレーターを用いた手技の練習等は労働時間?





本来業務(診療、教育・研究)の準備または本来業務の後処理として不可欠なものは 労働時間に該当する。

業務上必須でない行為を自由な意思に基づき、自ら申し出て、上司の明示・黙示の指示なく行う時間に ついては、一般的に労働時間に該当しない。



## 博士号/専門医を取得するための症例研究や論文作成

以下例を確認しつつ、各医療機関で研鑽の取扱いに関するルールを定め、適切な運用を図っていただく必要があります!



学会や外部の勉強会への参加・発表準備、院内勉強会への参加・発表準備、本来業務とは区別された臨床研究に係る診療データの整理・症例報告の作成・論文執筆、大学院の受験勉強、専門医の取得や更新に係る症例報告作成・講習会受講等は労働時間?





以下の場合については労働時間に該当する。

- 研鑽が業務上必須である。(=上司が明示・黙示の指示をして行わせる。)
- (研鑽が業務上必須とまではいえないが、)上司が明示・黙示の指示をして行わせる。
- 研鑽の不実施について就業規則上の制裁等の不利益が課されているため、その実施を余儀なくされている。

上司や先輩である医師から論文作成等を奨励されている等の事情があっても、業務上必須でない 行為を自由な意思に基づき、自ら申し出て、上司の明示・黙示の指示なく行う時間に ついては、一般的に労働時間に該当しない。

#### (例)

- 勤務先の医療機関が主催する勉強会であるが、自由参加。
- ・ 学会等への参加・発表や論文投稿が勤務先の医療機関に割り当てられているが、医師個人への割当はない。
- 研究を本来業務とはしない医師が、院内の臨床データ等を利用し、院内で研究活動を行っているが、 その研究活動は、上司に命じられておらず、自主的に行っている。



## Example 03

#### 技能を向上させるための手術や処置の見学

以下例を確認しつつ、各医療機関で研鑽の取扱いに関するルールを定め、適切な運用を図っていただく必要があります!



手術・処置等の見学の機会の確保や症例経験を蓄積するために、所定労働時間外に見学(見学の延長上で診療や診療の補助を行う場合を含む。)を行うこと等は労働時間?





以下の場合については労働時間に該当する。

- 見学中に診療を行った。
- 見学中に診療を行うことが慣習化、常態化している。



上司や先輩である医師から見学を奨励されている等の事情があっても、業務上必須でない行為を自由な意思に基づき、自ら申し出て、上司の明示・黙示の指示なく行う場合、その見学やそのための待機時間については、一般的に労働時間に該当しない。



### ▶まとめ ◆ 医師の研鑽と労働時間

- 所定労働時間外の研鑽について、上司の明示・黙示の指示が"ある"場合は労働時間に該当し、"ない"場合は労働時間に該当しません。
- 所定労働時間外の研鑽について、どこまでを上司等の明示・黙示の指示によるものとして労働時間とするかは、医療機関ごとに定める手続きに基づき、医療機関が個々の医師ごとに判断し、適切な労働時間管理をします(手続きはP8~9を参照)。

#### 考え方

# 研鑽



研鑽のうち、**業務上必須**であるもの

- = 明示または黙示の指示によって実施する研鑽
- = 労働時間に該当





診療における新たな知識、技能の獲得のための学習



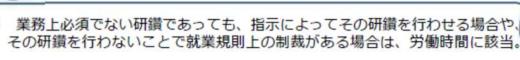
Example 02

博士号/専門医を取得するための症例研究や論文作成



Example 03

技能を向上させるための手術や処置の見学



研鑽が、業務上必須かどうか =労働時間に該当するかどうか は、経験や業務内容などを踏ま えて、判断する。

(判断に当たって考慮する要素)

- ・臨床研修医、専攻医、それ以降の医師 など職階(経験)の違い
- ・担当する外来、入院患者の状況 など

### 労働時間かどうかを明確にするための手続き

○ 医療機関は、医師が行う研鑽が労働時間に該当するかどうかを明確化するための手続きを定めることが**重要**です。

#### 労働時間に該当する研鑽/労働時間に該当しない研鑽を明確化するための手続き(例)

- ① どのような研鑽が労働時間に該当するか、考え方や手続きを医療機関内で整理します。
- ② <u>所定労働時間外に労働時間に該当しない研鑽を行う時間について、</u> 医師からの申出制にすることとします。

(例:各医師が月間の研鑽の計画を作成し、(事務部門を経由して)上司の承認(確認)を得るなど)

- ③ 申出を受けた上司は、申出をした医師と話し合い、研鑽の内容を確認し、労働時間に該当する研鑽ではないことを確認します。
  - (①で整理した考え方に基づきつつ、上司が、申出をした医師の経験や業務内容などを踏まえ、業務上 必須の研鑽ではないかを判断します。)
- ④ 上司(又は事務部門)は、申出のあった医師に、以下を説明します。
  - ・ その研鑚を実施しなかった場合に、制裁等の不利益な取扱いをしないこと
  - 労働時間に該当しない研鑽を実施している間は、本来業務から離れてよいこと

実際に研鑽を行う医師の意見を聞きながら、考え方や手続きを整理することが重要です。

上司と医師とでしっかりとコミュニケーションをとってください。



※ 特に、教育・研究を本来業務に含む医師については、本来業務と研鑽の明確な区分が困難なことが多いため、労働時間に該当するかどうかを明確にするための手続きとして、医師本人と上司の間で円滑なコミュニケーションを取り、双方の理解の一致のために十分な確認を行うことが重要です。

### 労働時間かどうかを明確にするための環境の整備

○ 医療機関が定めた手続きについて、適切な運用を確保するための取組を行うことが重要です。

#### 労働時間に該当しない研鑽について、適切な運用を確保するための環境整備(例)

- ① 研鑽の考え方や、手続きの内容を書面にまとめて、医師、他職種を含む院内全体で周知します。
  - (例:医療機関内の研鑽の考え方や手続き、研鑽を行っている医師を診療体制に含めないことなどを周知)
- ② 所定労働時間外に労働時間に該当しない研鑽を行う場合は、 通常勤務でないことが外形的に明確に見分けられるよう以下の措置を講じます。
  - 院内に労働時間に該当しない研鑽を行うための場所を設ける
  - ・ 労働時間に該当しない研鑽を行う場合には白衣を着用せずに行う など



以上をもとに、各医療機関において、研鑽の取扱いに関するルールを定め、 適切な運用を図っていただくようお願いします。